

# 寛政期における岸和田藩の七人庄屋

萬代悠

## はじめに

本稿は、南泉州（和泉国南部）に位置した岸和田藩の地方支配と、それを支えた七人庄屋の基本的機能について検討を加えるものである。

南泉州は、織豊期から近世初期まで、戦乱に巻き込まれることが多かった。羽柴秀吉の根来討伐、大坂夏の陣に伴う榎井合戦は、その最たる例である。そこで活躍したのは、中世以来の土豪層であった<sup>(1)</sup>。彼らの多くは、合戦を経験した「郷士」としての自覚を持っていた一方で、いわゆる小領主として在地社会に君臨していた<sup>(2)</sup>。

この点、岩城卓二氏は、幕府による畿内近国の軍事拠点化という観点から、徳川系大名領の配置を論じている<sup>(3)</sup>。ここでは、①畿内近国に配置された徳川系大名には、小領主を取り込み、在地社会を掌握することが期待されていたこと、②元和五年（一六一九）に松平康重が岸和田藩主として配置されたのは、幕府が畿内近国の軍事拠点化を進めるためであったことが指摘されている。

では、岸和田藩は、旧土豪層が多数存在した南泉州で、どのように在地社会を掌握していったのか。松平時代には、旧土豪層である八人が郷士代官・代官庄屋・筆頭庄屋として登用され、八人庄屋制が成立した<sup>(4)</sup>。そのうち、郷

士代官・代官庄屋の六人が藩領村々を分割して支配していたが、寛永一七年（一六四〇）に入封した岡部宣勝は、八人庄屋制を廃止した。その後、八人庄屋をつとめた五家に、新たに二家を加わる形で七人庄屋制が確立した。七人庄屋は、岸和田藩の地方支配を支える重要な役職として、創設以降、近世を通じて存続した。岸和田藩は、旧土豪層を地方支配機構のなかに取り込み、彼らを利用することで、領内支配を確立・展開していった。

このように七人庄屋は、岸和田藩の地方支配の中核を担い、いわゆる政治的中間層として機能していたとされる。しかし、その研究は、摂州尼崎藩や紀州和歌山藩の大庄屋研究に比べて、大幅に停滞しているといつてよい。川上雅氏によれば、「七人庄屋は、代官<sup>(註)</sup>庄屋とはちがつて、それぞれの支配郷村をもたず、毎月岸和田郷会所につめて、郡代の諮問に応じ、農政全般に参画」していたとされるが、七人庄屋の基本的機能は十分に検討されていない<sup>(5)</sup>。一方、七人庄屋の格式については、比較的研究が積み重ねられている。ここでは、七人庄屋の帯刀をめぐる大坂町奉行所の対応、あるいは七人庄屋の序列や格式の獲得過程が明らかにされた<sup>(6)</sup>。しかし、七人庄屋の基本的機能が検討されていないため、七人庄屋に対する格式付与と七人庄屋に求められていた機能とがどのようにかかわり合うのか、という課題が残る。そもそも、岸和田藩の地方支配の基礎構造——中間支配機構のあり方——すら現段階において十分に解明されていないのである。

そこで本稿では、七人庄屋の一人である要源太夫家を中心に、七人庄屋の基本的機能を検討し、七人庄屋への特権免許と七人庄屋の機能とを統一的に把握することを目的とする<sup>(7)</sup>。これは、岸和田藩が旧土豪層をどのようにに利用し、いかに領内支配を展開していったのかを解明する試みである。なお、本稿の対象時期は、寛政期を中心とした。その理由としては、①本稿で主に検討する要源太夫家は、寛政元年（一七八九）に七人庄屋となること、②寛政元年以降、七人庄屋の格式が明確化・序列化されていくことが挙げられる。

## 一 岸和田藩の地方支配

本章では、岸和田藩の地方支配機構を確認し、七人庄屋の存在形態を概観する。

岸和田藩は、大坂と紀伊国のほぼ中間に位置し、泉州南郡・日根郡にまとまった所領を有していた。元和五年（一六一九）、小出吉英に代わって松平（松井）康重が丹波国篠山から五万石で入封した。寛永八年（一六三一）には、所領に良田が多いことを理由に、石高二割増しが認められ、表高六万石となった。寛永一七年（一六四〇）、岡部宣勝が摂津国高槻から六万石で入封した。寛文元年（一六六一）には、二代目の岡部行隆が弟に分知したため、以後岸和田藩は五万三〇〇〇石として幕末期まで続いた。なお、史料制約から、松平時代の八人庄屋制の実態を解明することはできない。そのため本稿では、岡部時代（特に一八世紀以降）の地方支配を検討していく。

岸和田藩の地方支配は、郡代が代官・地方・池川方・宗旨方を統括する形で行われていた。かかる藩役人と、領民との間を媒介する役職として、七人庄屋が置かれていた。七人庄屋については、①苗字帯刀を許され、一般の庄屋とは異なる待遇を受けていたこと、②いずれも各村の庄屋であると同時に、「大庄屋の役割」を果たしていたこと、③「藩と領内村々との上意下達・下情上申の仲介をすることが第一の職務」であったことが指摘されている<sup>(8)</sup>。

また、岸和田城内の「御勘定所」の一角に設置されていた郷会所（会所）が、藩の地方支配を担う重要な役割を持つていた<sup>(9)</sup>。郷会所は、七人庄屋を中心に領内の庄屋が必要に応じて参会し、様々な合議を行う集会所であった。特に七人庄屋は、藩役人からの諮問に対して答申を行うために、郷会所で合議を行い、領内の村々の意向を集約していたとされる。一方、岸和田城三の曲輪にあった「御勘定所」の敷地内には、郷会所である別棟と、様々な藩役人が詰める本棟が存在した。郷会所は、藩の郷中（地方）・町方への取次機関であった。他方、藩役人の触は郷会所を介し

て伝達されたが、毎年伝達される領内村々への連絡事項は、郷会所の名義で触が伝達されることが多かった。以上から藩役人は、郷会所を軸に地方支配を行っていたといえる。とりわけ、「領内統治の民政機関」としての機能を持っていた郷会所は、藩役人の指示・伝達を媒介するだけでなく、領内の庄屋が合意形成を図る合議の場であった。

しかし、郷会所に交替で詰め、支配―被支配間の調整的機能（矛盾回避機能）を果たしていたとされる七人庄屋の存在形態については、いまだ不明な点が多い。七人庄屋が、どのような形で合議を行い、藩役人への上申や意見の集約をどのように行っていたかは、ほとんど解明されていないといつてよい。また、七人庄屋は、「大庄屋」・「大庄屋七人衆」と紹介されることが多かった<sup>(10)</sup>。そのため、岸和田藩の七人庄屋制は、他藩の大庄屋制に相当するものであったと理解される傾向にある。そこで本稿では、尼崎藩・和歌山藩の大庄屋制との対比をしつつ、岸和田藩の地方支配と七人庄屋（七人庄屋制）を再検討していく。

#### 岸和田藩の行政単位と地域的入用

岸和田藩領には、およそ五〜一六ヶ村ごとに郷・庄・谷のまとまりがあった。この九つの郷・庄・谷は、中世以来の郷・庄結合を継承しつつ、岸和田藩の行政単位として機能していた（図1）。以下、本稿では、郷・庄・谷といった一つの地域的結合を「庄」と表現し、藩領の村々全体（地方）を「郷中」と表現しておく。なお、史料用語にしたがえば、郷・庄・谷といった地域的結合は「郷・庄」と呼ばれることが多いが、「郷中」と「郷・庄」とでは語が似ていて煩雑になるため、ここでは「庄」に統一する。

近木川下流域に位置する近木庄（現大阪府貝塚市）の場合、一二ヶ村が近木庄に属していた。この一二ヶ村は、和泉山脈から大阪湾に流れる近木川に農業用水を求めていた一方で、近木川を水源とする栄寿池を共同で管理し、栄寿池からも農業用水を確保していた<sup>(11)</sup>。近木川・栄寿池から供給される農業用水は、各地の溜め池に貯水された<sup>(12)</sup>。一

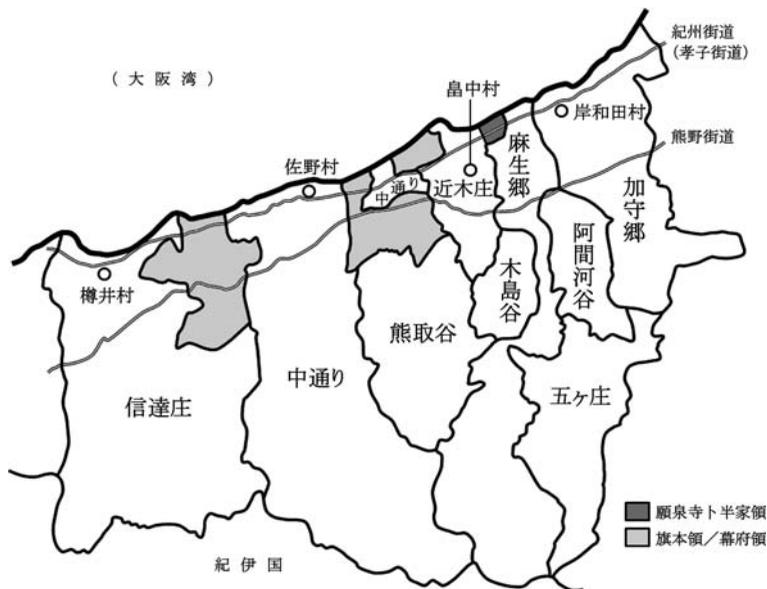


図1 岸和田藩領における郷・庄・谷の概略図

- 註(1)：「貞享元年岸和田藩検地図」(落合保『岸和田藩志』[第2版] 東洋書院、1977年)を参考に作成。
- 註(2)：岸和田藩領の一部や旗本領、幕府領で何度か領主の変動が見られたが、郷・庄・谷は基本的に本図の枠組みを踏襲していた。

二ヶ村のうち、近木川・栄寿池から分水した溜め池を共同利用する数ヶ村は、その溜め池を管理する水利組合を形成していた。たとえば、今池・菰池から引水していた四ヶ村は、件番という水利組合を形成し、その管理に当たっていた<sup>13)</sup>。このように一二ヶ村は、近木庄という一つの地域的結合を形成していた一方で、数ヶ村単位で水利組合を形成していた。こうした重層的な地域的結合は、麻生郷・加守郷においても見られたため、岸和田藩領に共通していたといつてよい<sup>14)</sup>。

郷・庄的まとまりを持った五〜一六ヶ村は、諸経費を共同して支出・負担していた。かかる庄入用の地域運営諸経費には、領主御用関係費と自治関係費とが存在していたが、両者は明確に区別されていなかった。もっとも近木庄の場合、用水(栄寿池)関係費の比重が高かったことが注目される<sup>15)</sup>。近木庄では、各村の役高——諸役免除分を差し引いた

村高（古高）——と各村の水掛り高（大池高）に応じて各村に負担額が割り掛けられた<sup>100</sup>。このように、庄入用のなかで用水関係費が大きな比重を持っていたのは、雨量が少ない泉州地方の特質によるものであった<sup>101</sup>。

五〜一六ヶ村を単位とした庄入用、あるいは数ヶ村を単位とした水利組合入用については、それらを構成する村の庄屋が一年ごとに交替で算用・割付を行った。近木庄の庄入用の場合、毎年一二月に、一二ヶ村の庄屋・年寄が庄入用の算用結果を審議した<sup>102</sup>。そして「支配割帳」の算用結果に間違いがなければ、一二ヶ村の庄屋（あるいは年寄）全員が「支配割帳」に連印した<sup>103</sup>。算用・割付を交替で行う当番制、算用結果の審議に庄内の庄屋全員がかかわるという点で、庄入用の算用は可視化されていたといえる。この点、数ヶ村で形成される水利組合入用の算用も同様であった。庄入用・水利組合入用の経費は、各村に割り掛けられ、最終的には村入用帳に反映された。また、入用帳簿は、岸和田藩の支配方役所に提出され、算用結果に問題があれば差し戻されることもあった<sup>104</sup>。

一方、岸和田藩領には、支配領域全体に共通する経費である郷中入用が存在した。「郷中万支配」などと称される、郷中入用の経費には、①会所（郷会所）詰役人の給米、「会所使」である小者二人分の給米、郷会所の修復費用といった郷会所運営経費と、②藩主参勤の際の継馬経費、「御用」の際の寄合経費、「郷中出入之噺之節万入用」といった郷中全体にかかわる経費が存在した。郷中入用の算用結果の審議は、毎年一二月に郷会所で行われた。延宝七年（一六七九）の事例ではあるが、郷中入用帳には「我等立会相改、支配致勘定候処実正也」と、数十名の庄屋が連印している<sup>105</sup>。彼らは、それぞれの庄から惣代として参会した庄屋であると考えられる。ここで注意すべきは、惣代という形をとっているものの、九つ全ての庄が郷中入用の算用にかかわっていたことである。この点で、郷中入用の算用は、七人庄屋といった一部の庄屋に限定されるものではなかった。なお、実際の割付を行うのは、郷会所に常駐していた会所詰役人であった。郷中入用の経費は、郷中村々の役高に応じて割り掛けられた。会所詰役人は、会所（郷会所）という名前で、九つの庄ごとに割付額を通達した<sup>106</sup>。その後、郷中入用における各村の負担額は、庄入用帳を媒

介する形で各村に通達され、各村の村入用帳に反映された<sup>23)</sup>。

以上から、岸和田藩領の地域的入用には、①郷中入用―庄入用―村入用という経路と、②水利組合入用―村入用と  
いう経路があったことがわかる。この点で岸和田藩領の地域的入用は、重層的構造をなしていた尼崎藩領・和歌山藩  
領の地域的入用と、類似する点があったと考えられる<sup>24)</sup>。

ただし、岸和田藩領の地域的入用と尼崎藩領・和歌山藩領の地域的入用とでは、その担い手が異なっていたことに  
留意する必要がある。尼崎藩領・和歌山藩領では、地域的入用の算用・割付に大庄屋が大きく関与していた<sup>25)</sup>。しか  
し、岸和田藩領では、七人庄屋が七人庄屋として地域的入用に関与することはなかった。地域的入用の算用・割付も  
基本的には可視化され、庄入用の算用・割付には一年交替の当番制が採用されていた。これらを「民主的」と評価す  
ることについてはさしあたり留保しておくが、少なくとも、七人庄屋という役職が地域的入用の算用・割付に力を及  
ぼすことはなかったといえる。

### 岸和田藩の地方支配と七人庄屋

では、七人庄屋の職務とは、具体的にどのようなものであったのか。七人庄屋の職務を検討する前に、まず大庄屋  
の職務について概観しておく。志村洋氏によれば、大庄屋の基本的職務は、①管内への触書の伝達、②願書・届出へ  
の奥印と取次、③年貢諸役の賦課・徴収、④資材・人足の調達、⑤管内の争論訴訟の処理・上申に大別される<sup>26)</sup>。尼  
崎藩・和歌山藩の大庄屋も、基本的に①～⑤の機能を持っていたといつてよい。尼崎藩・和歌山藩の大庄屋は、数ヶ  
村にわたる行政区を管轄する役職として藩に位置づけられていた。

ところが、岸和田藩の七人庄屋には、管轄する行政区が存在しなかった。そもそも岸和田藩では、願書・届出の提  
出、国役銀の上納、年貢諸役の上納などは一村ごとに行われていた<sup>27)</sup>。庄という行政単位は、御用銀の賦課・徴収、

藩からの拝借米の割当などを行う際に利用されたが、基本的に庄は、地域的人用を算用・割付するための行政単位であった<sup>(82)</sup>。このように岸和田藩の中間支配機構は、一般的な大庄屋組行政とは異なっていた。

七人庄屋については後述するが、寛政期の七人庄屋は、熊取谷庄屋中左近・中(降井)左太夫、佐野村庄屋藤田十郎太夫・吉田久左衛門、樽井村庄屋脇田右馬太郎、岸和田村庄屋岸六右衛門、畠中村庄屋要源太夫によって構成されていた。図1と照らし合わせれば、麻生郷・木島谷・五ヶ庄・阿間河谷には、七人庄屋が存在していないことがわかる。仮に、岸和田藩が七人庄屋を他藩の大庄屋に相当する役職として想定していたならば、九つの庄それぞれに、七人庄屋に相当する役職が置かれたはずである。すなわち、岸和田藩は、庄——他藩という組——を管轄させるために七人庄屋を設置したわけではなかった。

七人庄屋は、①～⑤の機能を持っていなかった。たとえば、触書については、七人庄屋が村々への伝達に直接関与することはなく、村継ぎ方式で伝達されていた<sup>(83)</sup>。願書・届出は、一村ごとに各村の庄屋が行った。そのためか、七人庄屋が七人庄屋として願書・届出への奥印と取次をした事例は見られない。願書・届出に、七人庄屋という肩書きで連印・署名されることはなかった。人足の調達については、郷会所が各村に指示し、一村ごとに人足が徴発された<sup>(84)</sup>。また、管轄する行政区が存在しない七人庄屋には、管内の争論訴訟を処理する義務はなかった。もともと七人庄屋は、了簡人——復興請負人、争論の仲裁人——に任命されることが多かったため、近隣村落の荒廃問題や争論訴訟を解決する必要があった。しかし、それは了簡人としての職務であり、七人庄屋としての職務ではなかった<sup>(85)</sup>。

ただし、ここで注意すべきは、両中家の存在である。中左近家・中左太夫家は、熊取谷庄屋というように、熊取谷一五ヶ村の庄屋として存在していた。『熊取町史』によれば、両中家は熊取谷一五ヶ村の宗門人別の管理を行っていたとされる<sup>(86)</sup>。この点で、両中家は管轄する行政区があつたともいえるが、同じ七人庄屋である要源太夫家が近木庄の宗門人別の管理を行っていた事例は見られない<sup>(87)</sup>。両中家が熊取谷の宗門人別の管理を行っていたのは、彼らが熊

取谷一五ヶ村の庄屋であったこと、熊取谷の各村には年寄しか存在しなかったことに規定されていたのではないか。すなわち、数ヶ村にわたる宗門人別の管理は、七人庄屋としての職務ではなく、熊取谷庄屋としての職務であったといえよう。なお、両中家は、軽犯罪の吟味・処罰権を持ち、管内の村々における裁判機能を果たしていたとされるが、七人庄屋にそのような機能は確認できない<sup>94)</sup>。これも、両中家の特権であったといえる。

そもそも、岸和田藩の七人庄屋には、肥後国天草郡大庄屋の「大庄屋勤方書付」に見られるような、明確な職務規定がなかった<sup>95)</sup>。換言すれば、七人庄屋には、明文化された権限は与えられていなかったのである。先述した①～⑤の機能を持たず、管轄する行政区がない七人庄屋は、組行政の担い手としての大庄屋ではないことは明らかであろう。ただし、このことは、七人庄屋が何の機能（あるいは職務）も有していなかったことを意味しない。というのも、彼らの職務は、規定されない「曖昧」な領域にこそかかわるものであったと考える。次章からは、その様態について検討していく。

## 二 岸和田藩の七人庄屋

本章では、七人庄屋の由緒・格式を確認するとともに、要源太夫家の日記から見える七人庄屋の動向を検討することで、七人庄屋の機能を把握する。

表 1 岸和田藩の八人庄屋制と七人庄屋

松平時代			岡部時代						
元和5年(1619)～寛永17年(1640)			入封当初		18世紀初頭		寛政元年(1789)～		
郷土代官	熊取谷 熊取谷 瓦屋村	中左近 中左衛門尉 新川三郎右衛門	「筆頭之庄屋」 中左近 中左太夫 俵屋次郎左衛門 岸六右衛門 木島谷の某(不詳)	七人庄屋	熊取谷 熊取谷 佐野村 佐野村 樽井村 岸和田村 市場村	中左近 中左太夫 藤田十郎太夫 吉田久左衛門 脇田右馬太郎 岸六右衛門 信左衛門	七人庄屋	熊取谷 熊取谷 佐野村 佐野村 樽井村 岸和田村 畠中村	中左近 中左太夫 藤田十郎太夫 吉田久左衛門 脇田右馬太郎 岸六右衛門 要源太夫
代官庄屋	岸和田村 土生村 脇浜村	岸久左衛門 小門莊右衛門 佐々木久左衛門							
筆頭庄屋	佐野村 佐野村	藤田十郎太夫 吉田久左衛門							

出典：『熊取町史』本文編（熊取町、2000年）、曾我友良「岸和田藩における庄屋の格式付与」（研究代表者藤本清二郎『畿内諸代大名岸和田藩の総合的研究』科学研究費補助金基盤研究（B）、2006年）

註：松平時代の八人庄屋制、岡部時代の七人庄屋については、役職、居村、名前の順に示した。

八人庄屋制に代わって設置された七人庄屋は、当初「筆頭之庄屋」と呼ばれる五家で構成されていた<sup>86)</sup>。おそらく一八世紀を迎えるまでに「筆頭之庄屋」の再編があり、遅くとも一八世紀初頭には七人庄屋が制度的に確立していたとされる。一八世紀初頭、松平時代には郷士代官・代官庄屋・筆頭庄屋であった五家に加え、脇田右馬太郎家・市場村庄屋信左衛門家が七人庄屋になっていた(表1)。その後、信左衛門家が没落し、寛政元年(一七八九)に要家が七人庄屋に加わった。これ以降、七人庄屋が変更されることはなかった。なお、七人庄屋は、村が願い出るのでなく、世襲で藩によって任命された。

### 七人庄屋の由緒・格式

まず、七人庄屋の各家が主張する由緒を見ていこう。

中左近家・中左太夫家は、代々「郷士」の筋目で旗本根来家の本家筋にあたる<sup>87)</sup>。「御領分庄屋筆頭」であった両中家は、これまで「大庄屋相勤」めてきた家柄として、次のような由緒を語っている<sup>88)</sup>。「大坂・堺御番所之触状ニ大庄屋中左近と名前認、御請書」を提出していた。大坂町奉行所・堺奉行所に年頭御礼を行う際は、「泉州日根郡熊取谷郷土左近・左太夫と披露」していた。その際、両中家は「町宿迄帯刀仕、若党召連」れていた。

藤田十郎太夫家・吉田久左衛門家は、根来寺が支配していた時代には「私共家々諸事一分ニ取治」めていた。藤田家・吉田家は、羽柴秀吉による根来討伐(根来合戦)の際、離散した百姓を帰参させた。大坂の陣では、「御上意筋之御用等小堀遠江守様以御指図相勤」め、大坂への輸送の任を果たした。大坂町奉行所・堺奉行に公事出入のため出頭する際は、「麻上下を着、帯刀仕、屏重門前ニ而無刀ニ」て出頭していた。また、彼らは、小堀・松平時代から岡部時代に至っても「暫御代官役なと相勤」めていたとされる。

脇田右馬太郎家は、根来合戦で岡田城に立て籠もったとされる<sup>89)</sup>。貞享二年(一六八五)には、「右馬太郎方へ御

揚り被為成御一宿」と、江戸からの帰途にあった土佐藩主が脇田家に一泊した<sup>(40)</sup>。その際、「右馬太郎(後醍醐天皇御門)并俵屋浄祐両人共致帯刀御案内」した。このほかにも脇田家は、「御番所表并他所江者帯刀」していたことを主張している。

要源太夫家は、「文治年中之頃、神前日向守と申小木之郷領主」であり、一六世紀には「其末孫神前要人と申、近木庄長役」であったとされる<sup>(41)</sup>。永禄五年（一五六二）には、「右要人儀者三好実休合戦之節、畠山紀伊守(畠山高政)二加勢」した。神前姓から要姓に改名した要家は、「永禄年中々慶長・元和年中迄近木庄之内出作村共十一ヶ村之庄屋」をつとめた<sup>(42)</sup>。慶長年間には、新田畑開発の功績によって、「小出播磨守様之砌、源太夫持高百石并捌村之出作高役儀御免許之御黒付(黒)」が与えられた<sup>(43)</sup>。「源太夫身体不如意」のため、元和年間に一度「家財沽却」するまでは、要家は「郷士二而馬をも繫」いでいたとされる。宝永七年（一七一〇）には、岡部長泰から「源太夫手前之持高」一一七石余の諸役免除が認められた<sup>(44)</sup>。これ以降、要家は藩主の代替りごとに免許状を得ていた。

このほか、岸六右衛門家の由緒については判然としないが、七人庄屋は中世土豪の系譜を持っていたと考えられる。少なくとも両中家・藤田家・脇田家・要家は、根来合戦に参加した旧土豪層であった<sup>(45)</sup>。寛政期に作成された要家の由緒書には、「岸和田領に故有郷士之末葉有て、是を七人衆と唱ふ、源太夫も其壹人ニして、御城主御狩之節ハ今におゐて年毎に度々御成あり」とあるように、七人庄屋は「郷士之末葉」であると自覚していた。

次に、七人庄屋の格式を見てみよう。七人庄屋の格式を簡単に整理したものが表2である。他所苗字・帯刀とは、岸和田藩領外での苗字・帯刀が認められる特権であり、領分苗字・帯刀とは、岸和田藩領内での苗字・帯刀が認められる特権であった。ただし、他所帯刀の特権を持つ者には、堺奉行が藩領内を通行する際にも、出迎えとして帯刀が許されることがあった。この点については後述する。この表によれば、七人庄屋の格式には、両中家・藤田家・吉田家と脇田家・岸家・要家との間に格差があったことがわかる。他所苗字・領分帯刀・御帰城上ケ物・御礼銭は、その最たる例である。七家には、年頭御礼、暑寒御機嫌窺い、初米御礼、御帰城御礼として藩主と対面することが許され

表2 文政3年段階における七人庄屋の格式

格式	七人庄屋 (庄屋役)	中 左近 (熊取谷)	中 左太夫 (熊取谷)	藤田 十郎太夫 (佐野村)	吉田 久左衛門 (佐野村)	脇田 右馬太郎 (樽井村)	岸 六右衛門 (岸和田村)	要 源太夫 (畠中村)
他所帯刀 他所苗字 袴勤 暑寒御機嫌窺 領分帯刀 領分苗字	前々より (前々より) 享保7年 前々より 寛政元年● 寛政元年●	前々より (前々より) 享保7年 前々より 寛政元年● 寛政元年●	前々より 寛政8年● 寛政元年● 享保3年● 寛政元年● —	前々より 寛政8年● 寛政元年● 享保3年● 寛政元年● —	前々より 寛政8年● 寛政元年● 享保3年● 寛政元年● —	前々より 文政3年 寛政元年 寛政元年 —	天明3年● — 寛政元年 寛政元年 —	宝暦2年 文政3年 寛政元年 享保3年 —
領分帯刀 (御用・格別の節のみ) 他所行道具御免 御帰城上ケ物 御札銭	— 文化5年 南簾1片 500文	— 文政3年 南簾1片 500文	— — 南簾1片 500文	— — 南簾1片 500文	— — 南簾1片 500文	享和2年 — 白銀1両 300文	享和2年 — 白銀1両 300文	享和2年 — 白銀1両 300文

出典：文化3年「享保十五庚戌年佐野兩人帯刀之儀ニ付堺々御尋之趣岸々被仰渡候ニ付委細書付指上候留之内書抜」(要家ヶ-116)、文政3年「乍恐御内々口上」(要家 A-42-1-1)、「御代官所行事録」(『岸和田市史』7巻、岸和田市、1979年)。

註(1)：●印は、「願ニ寄」認められた格式であることを示す。ただし、文化3年の史料に「願ニ寄」と記載されている項目のみを示した。なお、七人庄屋には代替わり時の細かな規定(序列)があったが、さしあたり本表では除外した。

註(2)：表の見方としては、たとえば中左近家は前々より他所帯刀を認められ、要源太夫家は宝暦2年に他所帯刀を認められたことを示す。

ていた<sup>46)</sup>。しかし、この点についても、献上品(上ケ物・御札銭)にはそれぞれ制限——熊取・佐野の四家は割高に設定——が設けられていたように、熊取・佐野の四家とほかの三家との格差は歴然であった。とりわけ、「前々々」の格式が多く、領分苗字を唯一認められていた両中家は、七人庄屋のなかで別格の位置に存在した。

同じく表2を見れば、寛政元年に至って一斉に格式が付与されたことがわかる。要家が七人庄屋になった寛政元年以降、七人庄屋の格式が明確化・序列化されていった。

また、岸和田藩では、領分苗字・領分帯刀が厳しく制限されていたことに注目したい。一般に、個別領主が領内で許可する苗字帯刀に比べ、個別所領を越えた幕府・国レベルでの苗字帯刀が問題になることが多かった<sup>47)</sup>。個別所領内レベルでの苗字帯刀は個別領主の判断で許可を与えることができたが、たとえば畿内近国では京・大坂町奉行の承認を得る必要があったように、幕府・国レベルでの苗字帯刀が許可されることは容易なことではなかった<sup>48)</sup>。しかし岸和田藩では、藩領外の他所帯刀・他所苗字が先に許可された一方で、藩領内の領分帯刀・領分苗字が厳しく制限さ

れていた。

では、なぜ他所帯刀が先に許可されていたのか。それを知るための手掛かりとして、七人庄屋と堺奉行との関係に着目してみたい。七人庄屋は、自家の由緒として、大坂町奉行・堺奉行に出頭する際に帯刀していたことを主張したが、特に彼らが強調したのは、堺奉行との対面の際に帯刀していたことであつた。堺奉行は、泉州巡見の一環として、頻繁に岸和田藩領に来訪していた。そのため彼らは、「堺御行様泉州御順見之節ハ、麻上下を着、帯刀仕、村口江御出迎」えていたとされる<sup>49)</sup>。

七人庄屋にとつて、堺奉行が岸和田藩領に来訪することが重要であつた。享保一六年（一七三一）、当時の七人庄屋であつた市場村信左衛門と樽井村脇田右馬太郎は、「堺御奉行水谷信濃守様泉州御巡見ニ付、帯刀之義相願出候処、兩人共由緒等御吟味被成候処、兩人共由緒書願書ニ相認、差出ス、願之通御免」と、堺奉行に直接帯刀免許を願ひ、聞き届けられた。堺奉行の泉州巡見は、帯刀（他所帯刀）免許願ひを提出する絶好の機会でもあつた。

享保一五年、堺奉行所より「岸和田御領分庄屋之中御番所江帯刀仕罷出候庄屋有之候、右之庄屋帯刀仕来り候訳存候哉与御尋」があつた。堺奉行所による由緒の吟味を終えた結果、堺奉行所は、両中家をはじめとする五家の他所帯刀を改めて認めた。一方、「右之五人之庄屋之儀ハ古来々帯刀仕候儀を（岡部長著）美濃守様御聞届被成、古来之通ニ御座候

と、岸和田藩主も改めて彼らの他所帯刀を認めている。具体的には、「他所行、又ハ御公儀様之諸御奉行様方右庄屋共支配場御通り被成候節ハ帯刀」することが許された。今まで曖昧にされていた堺奉行所への帯刀（他所帯刀）が、この時点で岸和田藩・堺奉行所によって正式に許可されたという解釈も可能であろう。いづれにしても岸和田藩は、「乍然御領分ハ帯刀不致」と、依然として領分帯刀を認めなかつた。七人庄屋への領分帯刀が認められるのは、寛政元年に至つてからであつた。なお、岸和田藩は、文政（天保期の一時期を除いて、七人庄屋が領内で「大庄屋」を名乗ることを禁止していた。これらの点から、領内での特権免許を制限していた岸和田藩の姿勢がうかがえる。

堺奉行の泉州巡見は、堺奉行と岸和田藩村役人層——とりわけ、七人庄屋などの有力者層——との接触を多くした。七人庄屋は、堺奉行が藩領に来訪する際に、帯刀人であることを誇示し、ときには帯刀免許願いを提出した。他所帯刀が先に許可された一因は、この接触の多さに求められるのではないか。その一方で岸和田藩は、領分帯刀・領分苗字の免許を易々と与えず、郷士制度を採用することもなかった。七人庄屋は、少なくとも領内においては郷士ではなかった。この点で岸和田藩の七人庄屋は、尼崎藩の大庄屋や和歌山藩の地士と異なっていた<sup>60</sup>。

### 七人庄屋の機能

では、七人庄屋の身分格式が整理された寛政期、七人庄屋はどのような機能（あるいは職務）を有していたのか。ここでは、寛政期の七人庄屋の機能を把握する。

まず、郷中（地方）の村々が郷会所に参集する過程について確認しておく。郷中で何か議論すべき問題が発生した際は、「郷・庄式人ツ、参会申来り」といった形で、郷会所に参集するよう各庄に通達された<sup>61</sup>。この場合、九つそれぞれの庄ごとに、各庄内の庄屋が二人ずつ惣代として参集した<sup>62</sup>。彼らは庄惣代と呼ばれたが、注意すべきは、七人庄屋も庄惣代の一人であったことである。たとえば、要家は、近木庄の惣代として郷会所に参集していた一方で、七人庄屋（あるいは郷中惣代）として藩役人と対峙していた。なお、七人庄屋としての機能を検討するために、七人庄屋と庄惣代とをわけて記述する。

召喚状を発行したのは会所詰役人であったが、郷会所への参集を指示したのは七人庄屋である場合が多かった。七人庄屋は、郷中に公表される前に、藩役人からの内意（指示・諮問）を受けていた。藩役人の内意を受けた七人庄屋は、「会所へ申入、明後十六日参会相触候様申置候事」といったように、会所詰役人に召喚状を発行させていた<sup>63</sup>。内意を受けるのは七人庄屋全員とは限らなかったため、内意を受けた七人庄屋のいずれかが、七人庄屋を含む各庄惣

代を召集した。七人庄屋は、郷会所に召集した庄惣代に藩役人の内意を「披露」し、庄惣代とともにその内容を協議した。もつとも、郷中全体の問題が発生した際には、七人庄屋が主体的に召集をかける場合もあった。

では実際に、郷中の合意形成の手続きについて、干損の嘆願を事例に検討してみたい<sup>64</sup>。①寛政八年（一七九六）九月四日、七人庄屋と庄惣代とが郷会所に召集し、「今年干損之儀評儀」が行われた。その結果、各庄ごとに意見をまとめ、作柄（予想収穫高）を記した報告書を「来ル八日会所へ持参」することが決定した。②五日、庄惣代として郷会所に召集していた要源太夫・石才村庄屋武兵衛は近木庄の各村庄屋を召集し、「昨日会所参会之趣、今日昼飯後源太夫・武兵衛披露、庄内内談」が行われた。③七日、「年寄・組頭立合稲方見分」が行われ、一村ごとに「歩附下帳」が作成された。④八日、「干損難義」を訴える嘆願書として、「歩附下帳」をもとにした「稲方并綿方歩積り書付」が郷会所に提出された<sup>65</sup>。⑤一〇日、「七人庄屋内々会所ニ而参会」し、七人庄屋は郷会所に集まった嘆願書（報告書）を吟味・集約した。その後、地方役所に向いた七人庄屋は、「今年之如何被成遣候哉、御領分ニも一統少々干越有之故、三ヶ年千石ツ、被成下候去年切ニ候得者、当年も被成下度」と地方奉行に内申した。

かかる事例から、①各庄ごとに選出された、それぞれの庄惣代が郷会所で参会、②各村庄屋が各庄ごとに召集し、庄惣代が①で決定した案件を各村庄屋に「披露」、③各村庄屋が各村年寄・組頭に伝達、という伝達経路があったことがわかる。①は、各庄ごとに庄惣代が一〜二人ずつ参会するため、郷中参会と表現しておく。一方、②は、庄・郷・谷といった、庄内の各村庄屋が参会するため、庄参会と呼ばれていた<sup>66</sup>。岸和田藩領では、郷中参会と庄参会との組み合わせによって、合意形成の手続きが行われていたといえる。

また、藩役人への下意上申には、七人庄屋による「内参会」が重要な意味を持った<sup>67</sup>。⑤。「内参会」は、七人庄屋のみが郷会所（あるいは町宿）に参集する、文字通り「内々」の参会であった。庄参会と郷中参会を経て、郷中の意図をくみ取った七人庄屋は、郷中の願い出を藩役人に内申した。内申を受けた藩役人は、その内容に応じて七人庄屋

に返答・指示した。七人庄屋は藩役人の返答・指示を庄惣代に「披露」し、郷中参会が再度行われた。

寛政八年一〇月一日、「早損二付歎き并去年通千石被成下候様二国々願書相認、御代官前月番久兵衛様へ惣代四人罷出候」と、郷中惣代——七人庄屋とは限らず、七人庄屋を含む庄惣代四々五人——が代官・地方奉行に「国々願書」（郷中一統の願書）を提出した。このときになつてはじめて、正式に藩への願書が提出されたことになる。七人庄屋は、「内参会」と藩役人への内申を事前に行うことで、「国々願書」が受理されるよう下準備と交渉を行つてた。

以上をふまえつつ、七人庄屋の機能を整理しておく。七人庄屋は、藩役人の内意（指示）を郷中（庄惣代）に伝えていた。たとえば、「国々願書」が却下された場合、藩役人が「国々願書」の却下を庄惣代に伝えるのではなく、七人庄屋が藩役人から却下されたことを庄惣代に「披露」していた。同年一〇月二日、藩役人は、七人庄屋に「村々役人末々得と申聞、御收納相励候様」命じたうえで、「国々願書」を差し戻した。これを受けた七人庄屋は、会所詰役人を通じて「明日郷・庄へ恚人ツ、参会触出し」、翌日に「昨日被仰付候干損歎無御取上段、今日郷・庄へ会所二而披露」した。七人庄屋には、「国々願書」の却下を庄惣代に伝え、彼らを納得させることが藩から求められていたといえる。

一方、郷中（庄惣代）の側からいえば、七人庄屋には藩役人への交渉能力も求められていた。「国々願書」は却下されたが、七人庄屋による水面下の交渉は続いていた。同年一二月八日、要家は、代官手代源右衛門の役宅に赴き、(1)「当年干損二付、村方々歎呉候様再々申出候得共、差押」さえていること、(2)「口上書差上度候得共、御上之思召恐人候故差扣」えていることを述べたうえで、「口上書上候同様被仰上可被下様」内申した。七人庄屋である要家には、嘆願書の提出をして欲しいと村々から求められていたことが興味深い。ここでは、手代源右衛門への内申に注目したい。要家は、手代源右衛門に対して、口上書——干損を訴える「国々願書」——と同じ内容を上司である代官

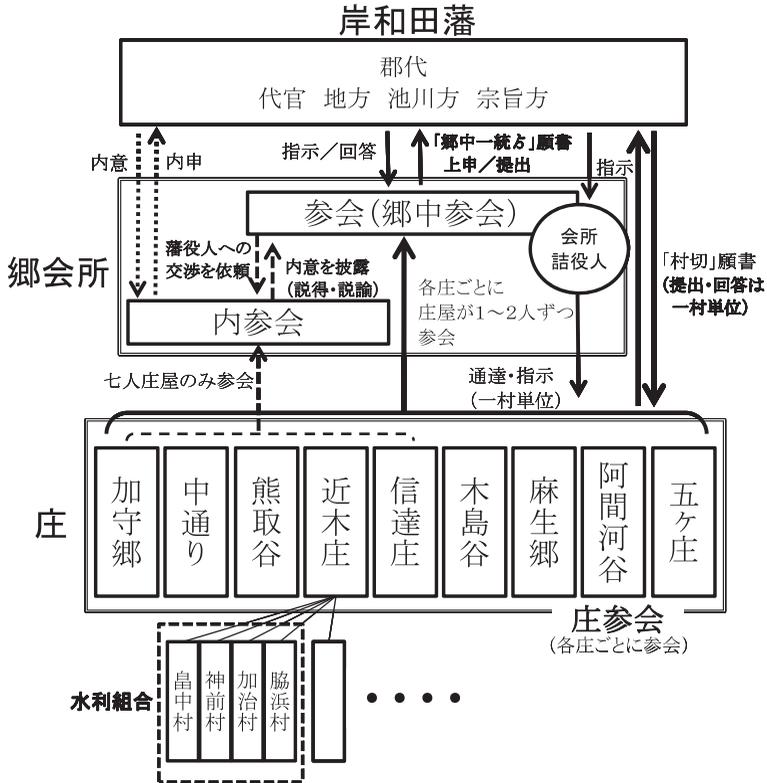


図2 岸和田藩の行政単位と郷会所

- 註(1): この概念図では、「郷中」(地方)のみを示した。  
 註(2): 水利組合には、岸和田藩領以外の村が含まれることがあった。  
 註(3): 代官や地方奉行が、各庄ごとの庄惣代や七人庄屋を役所に呼び出す場合があった。もっとも、「内参会」と同じように、七人庄屋だけが内々に呼び出される場合もあった。

に上申して欲しいと願ひ出ている。要家は、代官手代↓代官という藩役人ルートを用いて、一度却下された「国々願書」を通そうとしたといえる。

こうした交渉の甲斐あつてか、同年二月九日に再度提出された「国々願書」は、二月十九日に受理された。「御米七百石可被成下候」と、当初の要求内容であつた「千石被成下度願出」は叶わなかつたが、郷中七〇〇石分の引高が行われることになつた。「国々願書」が受理された場合は、藩役人から庄惣代に直接伝えられた。各庄に戻つた庄惣代は、各村庄屋を召集し、藩役人の回答（指示）を各村庄屋に「披露」した。なお、本節で述べてきた嘆願書は、郷中一統が提出する「国々願書」の場合であることに注意したい。一村ごとの願ひ出には、七人庄屋が関与することはなかつた。

これまで述べてきたように、岸和田藩領では、郷中参会（←内参会）—庄参会—各村という重層的構造によつて、郷中の合意形成が行われていた（図2）。七人庄屋には、藩からは領民への説諭・説得、郷中からは藩役人への交渉や嘆願の実現が求められていた。しかし七人庄屋は、「国々願書」を七人庄屋として提出することもなく、他藩の大庄屋に比べ、独断で処理する権限をほとんど持っていなかつた。それだけに、七人庄屋には藩役人と郷中（庄惣代）との間を調整する力量——交渉能力と問題解決能力——がより一層求められていたといえる。七人庄屋は、支配—被支配間の調整的機能（矛盾回避機能）を持つ存在として、「曖昧」な形で位置づけられていた。

### むすびにかえて

以上、第一章では、岸和田藩の地方支配の基礎構造を把握し、第二章では、七人庄屋の由緒・格式と機能を把握してきた。細かい要点は本論に譲るが、ここでは、天明期の凶作に伴う借財返済の一件から、第二章で明らかにした七

人庄屋の格式と基本的機能との関係について補足しておきたい。

天明凶作期から郷中村々の借銀高が増加し、岸和田藩からの拝借銀の返済を遅滞する村が多く存在した。とりわけ藩は、郷中村々の借財整理のため、天明五年（一七八五）から「五ヶ年之内都合三百貫目」を無利息で郷中村々に貸し付けていた<sup>57)</sup>。藩は七人庄屋に借銀返済の催促を行うよう命じた。しかし七人庄屋は、郷中村々に強く催促を行えず、「御上々郷・庄式人ツ、御召之上、御催促被仰付、左候へ者少二而も出銀候へ者御上へ三百貫内へ返上二差上可申候、何とそ御上々御声被為掛被下候様」地方奉行に願ひ出ている<sup>58)</sup>。

また、七人庄屋は郷中（庄惣代）に対して郷会所への召集を行っていたが、「今日不参多メリ不申候事」といった状況が多発していた。そのため、七人庄屋が庄惣代に藩役人の内意（指示）を伝えることができないと同時に、七人庄屋と庄惣代との合議が円滑に行われない事態が発生していた<sup>59)</sup>。以上から、七人庄屋には庄惣代を強制的に召集する権限はなく、七人庄屋が彼らを強制的に召集するためには、藩役人の声掛りが必要であったといえる。しかし、かかる状況下においても、七人庄屋が支配―被支配間の調整的機能（矛盾回避機能）を担っていたことは評価しなければならぬ。七人庄屋の役割として評価すべき点は、支配―被支配間の調整的機能（矛盾回避機能）にこそあったと考えられる。では、明文化された権限を与えられていないにもかかわらず、七人庄屋が政治的中間層として一定程度機能していたのはなぜなのか。それを知るための手掛かりが、七人庄屋の格式にはかならない。

第二章で明らかにしたように、岸和田藩は、領内の身分格式について強い制限を設けていた。寛政元年まで領内の苗字帯刀が認められなかったのは、その最たる例である。一八世紀以降、他藩で頻繁に発生する献金郷士を岸和田藩は一切認めなかった。少なくとも寛政期までは、七人庄屋の各家の経済力ではなく、その由緒が重視されていた。領内での特権免許を制限し、郷土制度も採用しなかった岸和田藩が、領内の身分秩序に強い関心を持ち、身分秩序の流動化を回避しようとしていたことは明らかである。身分格式の取り扱いについては、異常なほど慎重であったとい

つてよい。

岸和田藩が七人庄屋に求めた機能は、単に領民への説諭・説得だけではなかった。享保七年（一七二二）には、両中家が「袴勤」を許可された際、両中家は「格別之者共候得者外々手本二も可相成様」にと藩役人から命じられた<sup>60</sup>。寛政八年九月一六日には、「郷会所内寄合」（内参合）として七人庄屋が参集した。そこで岸六右衛門は、地方奉行若林喜右衛門の内意をほかの七人庄屋に伝えた。若林は、「近頃御儉約ニ付御郡代衆始物頭中迄無僕ニ而往来有之候、然ル處近年郷中庄屋共銘々供を被連衆中数々有之、見及候内二者皮文庫なそ為持候衆中有之、上方与力杯之様相見得」と、儉約のため、藩役人が無僕で往来しているにもかかわらず、郷中庄屋（一般の庄屋）が供連れで往来——武士身分のような振る舞い——をしていることを懸念していた<sup>61</sup>。郷中庄屋の増長を憂慮していた若林は、「殊七人之衆中左様二も取斗（急度申入―筆者註）候得者、外々右二順し可申」と、七人庄屋に「内々」の要請を行った。若林の思惑は、七人庄屋が郷中庄屋に注意を喚起すれば、郷中庄屋は供連れでの往来を自粛するだろう、というものであった。すなわち、七人庄屋は、郷中庄屋の模範（手本）となるべき存在であったと同時に、身分秩序の動揺を抑える役割を期待されていたと考えられる。

岸和田藩は、領内での特権免許を中世土豪の系譜を持つ七人庄屋に限定することで、七人庄屋と一般の庄屋との格式の差を明確にしていた<sup>62</sup>。そこには、身分秩序の流動化を回避し、身分制支配を強化しようとする岸和田藩の意図があった。郷中の模範になるよう求められた七人庄屋には、身分秩序を維持する装置としての機能が期待されていた。彼らは、絶対的な格式を持つていたために、郷中（庄惣代）をある程度統制しえた。また、明確な職務規定が存在しない「曖昧」な領域に位置した七人庄屋は、藩・領民相互から様々な機能（役割）を求められていた。そして、その機能を果たすことができるか否かは、七人庄屋各個人の力量に左右されていたのではないか。岸和田藩の地方支配機構を理解するためには、七人庄屋の格式と力量に注目する必要がある。

最後に展望を述べておきたい。天明期以降、郷中村々は、藩から多額の借銀を行い、窮乏化の一途をたどっていた。一方、天明七年（一七八七）には、岸和田藩が相良城の請取・在番をつとめたことによって、藩財政が急激に悪化していた。かかる状況を打開する必要があった岸和田藩は、七人庄屋を政治的中間層として位置づけ直すため、寛政元年に七人庄屋の格式を明確化・序列化したのではないか。実際、七人庄屋には、借銀返済の催促、御口入銀（郷借）の差配など、藩財政の悪化に伴って新たな役割が求められていった。この点、彼らに新たな役割を与える対価として、寛政元年の特権免許が行われたとも想定できる<sup>63)</sup>。

ところで、信州松本藩は、大庄屋の「役威」を重視することによって、職階的差別や「役威」を前提とする体制を維持しようとしていた<sup>64)</sup>。この点で、岸和田藩も同様の傾向がうかがえるが、七人庄屋に明確な職務権限を与えなかった点が岸和田藩の特徴であった。

なお、寛政期以降の七人庄屋を考えるうえで、御口入銀（郷借）へのかかわりを捨象することはできない。また、身分秩序の流動化を抑えていた岸和田藩であったが、文政期以降、献金による格式上昇が認められるようになる。これらの点については、別稿を期したい。

#### 註

- (1) 鷲見等曜「大庄屋の系譜―和泉国南部の一例―」（『近世史研究』二巻一号、一九五四年）。
- (2) 小領主については、朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』（御茶の水書房、一九六七年）、『朝尾直弘著作集』二巻（岩波書店、二〇〇四年）を参照。
- (3) 岩城卓二「畿内近国論」（『岩波講座日本歴史』一一巻 近世二、岩波書店、二〇一四年）。大坂城守衛の軍事的要衝として期待されていた岸和田藩の役割については、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）に詳しい。
- (4) 鷲見等曜「近世前期畿内村落の動向―和泉国南部の場合―」（『ヒストリア』一三号、一九五五年）、『熊取町史』本文編（熊

- 取町、二〇〇〇年)。
- (5) 川上雅「岸和田藩の改革構造(一)」「(ヒストリア)三六号、一九六四年)、同「岸和田藩の改革構造(二)」「(ヒストリア)四一号、一九六五年)。
- (6) 熊谷光子「帯刀人と畿内町奉行所支配」(塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年)、曾我友良「岸和田藩における庄屋の格式付与―七人庄屋・七人庄屋並の成立を中心に―」(研究代表者藤本清二郎『畿内譜代大名岸和田藩の総合的研究』科学研究費補助金基盤研究(B)、二〇〇六年)。
- (7) 要源太夫家の地主経営分析については、萬代悠「近世後期における南泉州村落と地主経営」(『日本歴史』七八八号、二〇一四年)、同「近世畿内地主制史研究の成果と課題―地主経営論の観点から―」(『論集さんせい』三六号、二〇一四年)を参照。なお、本稿では、畠中村庄屋要家の「要家文書」(貝塚市郷土資料室寄託)を使用する。
- (8) 『岸和田市史』三卷(岸和田市、二〇〇〇年)、註(4)前掲熊取町史、三七〇頁。
- (9) 藤本清二郎「岸和田藩の郷会所について」(『地方史研究』二八一号、一九九九年)。郷会所の位置については、岸和田城内に位置した「御勘定所」の一角にあつたという藤本清二郎氏の主張、あるいは年貢の掛かる町地にあつたという主張(註(4)前掲熊取町史、三七三頁)がある。
- (10) 落合保「岸和田藩志」(旧士族授産場、一九四五年)や一九五〇年代の自治体史では、七人庄屋は「七人衆」・「大庄屋」・「大庄屋七人衆」と表記されているが、実際の史料では、「七人」・「七人庄屋」・「七人之庄屋」などと表記される。
- (11) 近木庄一・二ヶ村は、共同で栄寿池の「樋抜」(分水)の管理、樋の修復を行っていた。とりわけ「樋抜」は、近木庄一・二ヶ村の村役人が立ち会うほど重要視されていた。明和三年「乍恐再返答書」(まB二―一三―一―二八)、寛政元年「申合之覚」(まA四―三―一〇―一)、寛政五年「栄寿池一件控帳」(の―一四三―三三―一)など。
- (12) 明和元年「栄寿池掛越普請留日記」(まB三―一八―一)。
- (13) 「要家文書」には、「件番支配制帳」が多数残存している。件番を構成していた加治村・脇浜村・畠中村・神前村の四ヶ村は、「水掛り高」に応じて入用銀を負担していた。ただし件番の場合、石才村が件番の用水を一部使用していたため、石才村にも入用銀が割り掛けられていた(安永八年「件番支配制帳上控」の一九)。
- (14) 藤本清二郎「福原家文書解説」(『和泉国南郡福田村福原家文書目録』貝塚市教育委員会、一九九三年)、註(8)前掲岸和田市史、一〇八頁。

- (15) 寛政五年「近木庄支配割帳」(て—三六八) など。
- (16) 安永九年「近木庄当番ニ付諸事控帳」(ねA—一一七—一)。古高とは、岡部宣勝入封時の指出帳高を示す(藤本清二郎「岸和田藩における村高年貢制の確立過程—近木庄神前番畠中村を中心に—」研究代表者藤本清二郎『畿内譜代大名岸和田藩の総合的研究』科学研究費補助金基盤研究(B)、二〇〇六年)。諸役免除分は、浦高・池床高・大工高・杣高などが該当したと思われる。ところで、「役高」と「大池高」という割付基準の違いが、岸和田藩領の庄全てに該当するかは不明である。しかし、用水関係費が重要視されていたことは、「麻生郷支配割帳」においても確認できる(註14藤本前掲論文)。なお、用水関係費(近木庄)の割付先には、出作地が含まれていた。
- (17) 『貝塚市史』一卷(大阪府貝塚市役所、一九五五年)。近木庄の庄入用における用水関係費は、入用銀の五〇%を超えることが多かった。
- (18) 算用・割付の審議は、各庄屋宅で行われることが多かった。たとえば、寛政三年の日記には、「庄支配割沢沃村惣八方ニ割有之、源太夫何れ出席」とある(寛政三年「日記」け—三四、一二月二日)。
- (19) 「支配割帳」には、「右之通、相違無御座」と、近木庄庄屋・年寄が連印していた(安永八年「近木庄支配割帳上扣へ」の「八四」)。麻生郷の「支配割帳」においても、「麻生郷庄屋・年寄、不殘立会支配割仕候」と帳末に記載されていた(註14藤本前掲論文)。
- (20) たとえば、村入用帳の事例ではあるが、寛政四年の日記には、「支配方へ市郎左衛門罷出候處(畠中村年寄) 両村近木庄大池高掛り違有之候故、両村支配帳御下被成候事」とある(寛政四年「日録」け—三四、十一月八日)。
- (21) 延宝七年「郷中万支配之帳」(『熊取町史』史料編Ⅱ、熊取町、一九九五年)。郷中入用の算用が七人庄屋といった一部の庄屋に限定されたものではなかったことは、天明期においても確認できる。たとえば、天明三年(一七八三)の要家の日記には「会所支配割出席仕」とあり、同じく天明八年(一七八八)には「会所支配割源之丞(要源太夫倅・筆者註) 出岸」とある。天明期、要家はまだ七人庄屋に就任していないことを考えれば、郷中支配割(会所支配割)が七人庄屋に限定されたものではなかったといえる(天明三年「日記」け—一、天明八年「日録」け—三五)。なお、「出岸」とは、岸和田に出勤することを示す。
- (22) 寛政三年「亥支配割賦」(け—二〇〇—二一五—四) など。
- (23) 宝暦二年「支配帳(畠中村)」(や—三三)。

- (24) 志村洋「藩領国下の地域社会」(渡辺尚志編『新しい近世史』四卷、新人物往来社、一九九六年)、同「近世後期の大庄屋組行政と地域的入用」(『日本史研究』五六四号、二〇〇九年)。
- (25) 尼崎藩領では大仲間入用の算用・割付を大庄屋のみで行い、和歌山藩領では大庄屋が計上費目の可否を判断する一定の発言権を有していた(註24志村前掲論文)。
- (26) 志村洋「近世大庄屋制研究の現状と課題」(渡辺尚志編『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年、序章の第二節)。
- (27) 文化五年「諸用留」(け―二六二)。「大川御入用懸り銀」(国役銀)は、郷会所より納入期限が通達され、勘定所の「金蔵」に一村単位で納入された。受領書は、郷会所から一村ごとと作成された。また、年貢勘定目録は庄屋・年寄から代官(代官手代)に提出され、「年貢米納方目録」(年貢皆済目録)は代官から一村ごとに通達されていた。なお、事例は少ないが、各庄単位で願書が藩に提出されることもあった。たとえば、近木庄王子村は、年貢不納のため、年貢未納分の立替を「庄内へ無抛」依頼したが、それでも年貢未納分が生じていた。その結果、王子村は「夥敷御苦勞二奉成候当村之儀ニ御座候故、直ニ御願茂至極奉恐入候」として、「近木庄庄屋・年寄中」に藩への拝借米願いの取次を依頼している。この場合においても、七人庄屋である要家が取次をすることはなく、「近木庄村々庄屋・年寄共」↓代官という形で王子村の願書が提出された(寛政三年「願書」みN―一六―一―一、同「乍恐願書」みN―一〇―一―一)。
- (28) 安永五年「御用銀名前書(近木庄)」(まC六―八九―一四)、天明七年「御拝借銀村々江割渡帳(近木庄)」(ねA―四―一八)。なお、安永期、御用銀の賦課・徴収に七人庄屋が関与した事例は見られない(安永五年「日録」け―一三、一月二六日)。
- (29) 文化期の事例ではあるが、畠中村要家の「諸用留」には、触書(藩役人↓郷会所↓村)の写しと同時に、「加治石石才遣又」との記載がある(文化五年「諸用留」け―二六二)。そのため、加治村↓畠中村↓石才村という伝達経路があったことがわかる。ただし、堺奉行巡見を知らせる触書には加治村↓畠中村↓沢村村という伝達経路が用いられていたように、触書の伝達経路は一樣ではなかった(文化七年「諸用留」け―二六二)。
- (30) たとえば、和歌山藩主の岸和田藩領通行に対する「川越人足」の割当は、岸和田藩水奉行の指示を受けた郷会所が各村に触で伝達していた(文化六年「諸用留」け―二六一)。
- (31) 寛政五年(一七九三)には、畠中村庄屋要源太夫・浦田村庄屋治左衛門が久保村了簡人に、文化四年(一八〇七)には、麻生中村南番庄屋庄兵衛・西之内村庄屋府右衛門が麻生中村北番了簡人に就任していた(寛政五年「記」か―六四、文化四年

「乍恐書付を以御歎キ奉申上候」みN三五―一五―。了簡人への就任は、七人庄屋に限定されるものではなかった。争論の仲裁役として了簡人が見られる場合もあるが、荒廃村落の復興請負人――たとえば、銀主との交渉役・勘定帳簿の取調役――として了簡人に任命される場合が多かった。この点については別稿を期したい。

(32) 註(5)前掲熊取町史、三七〇頁。『熊取町史』によれば、両中家は一五ヶ村の庄屋であったが、両中家が一五ヶ村全ての年貢納入を請け負っていた形跡は見られない。

(33) 「要家文書」には、要家が庄屋をつとめた、畠中村(畠中村新町)・神前村にかかわる人別手形しか残存していない。また、要家の日記には「宗門御改、長楽寺ニ而石才村・橋本村・浦田村・加治村・当兩村御改」とあるように、要家が他領の沢村を除く近木庄一ヶ村全ての宗門改めに立ち会っていたわけではなかった(寛政三年「日録」け―三四、二月一七日)。

(34) 久留島浩「中間支配機構」を「社会的権力」論で読み直す―惣代庄屋と大庄屋の「間」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年)。

(35) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院、一九九九年)。

(36) 註(6)曾我前掲論文。曾我友良氏は、七人庄屋が制度的に規定される時期を、遅くとも享保期だと推定している。なお、岡部宣勝の入封当初は、七人庄屋という名称ではなかった可能性が高い。また、註(4)前掲熊取町史では、七人庄屋のうち五家が八人庄屋と重なっていると指摘されているが、八人庄屋の岸久左衛門と七人庄屋の岸六右衛門が同じ家である確証はない。

(37) 註(4)前掲熊取町史、三八一頁。

(38) 文化三年「享保十五庚戌年佐野兩人帯刀之儀ニ付堺々御尋之趣岸々被仰渡候ニ付委細書付指上候留之内書拔」(け―一六)。

(39) 六。藤田家・吉田家の由緒もこの史料による。

(40) 註(1)鷲見前掲論文。

(41) 『泉南市史』史料編(泉南市、一九八二年)、六六三頁、天明二年「格式願書・達」(と―三三三―一六―)。

(42) 寛政三年「源太夫家之由緒書」(と―三三三―一四―)。

(43) 宝永七年「御入留帳与」(け―一六九)。

(44) 宝永七年「諸役免許状」(畠中村庄屋源太夫手前之持高二付)(つ―一四)。元和五年には、要家は松平(松井)家年寄から免許状を得ていた。岡部宣勝入封後の一七世紀については、免許状が紛失したのか、発給されなかったのかは不明であらう。

る。なお、持高の諸役免除は要家だけに見られる特権であり、七人庄屋の役給などではなかった。

(45) 註(1)鷲見前掲論文。

(46) 初米御礼とは、毎年八月にその年最初に収穫した米を献上する儀礼のことである。

(47) 志村洋「大庄屋の身分格式」(白川部達夫・山本英二編『江戸』の人と身分2 村の身分と由緒)吉川弘文館、二〇一〇年)。

(48) 註(6)熊谷前掲論文、吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』(校倉書房、二〇〇〇年)。

(49) 註(38)前掲史料。堺奉行所の帯刀人調査もこの史料による。

(50) 尼崎藩では、現役大庄屋の苗字帯刀が認められていた(岸添和義「尼崎藩の大庄屋制度について」『地域史研究』三五卷二号、二〇〇六年)。和歌山藩の地土制度については、白井陽子「近世後期における紀州藩の地土について」(和歌山の歴史と教育)渡辺広先生退官記念会、一九七九年)、註(24)志村前掲論文を参照。

(51) 寛政五年「日録」(け―三三三)、七月一八日。

(52) なお、佐野村は、村高三四〇〇石を超える巨大な村であったため、中通りとは別に一つの行政単位として機能する場合があった。この点、村高二〇〇〇石を超える土生村も同様の傾向が見られる。ただし、さしあたり本稿では、佐野村は中通り、土生村は加守郷の一部として把握した。これらは、「江戸時代に於ける農事調査書」(『和泉志』三二・三三・三四合併号、一九六七年)によっている。

(53) 寛政四年「日録」(け―三四)、十一月一四日。

(54) 寛政八年「日録」(け―一八九)。「国々願書」に関する記述はこの史料による。

(55) 郷中一統の願い出をする際は、七人庄屋と庄惣代が郷中一統の願書を作成・提出するため、郷中村々の嘆願書(報告書)が郷会所に集められることがあった。その場合、嘆願書は、一村ごとに作成する場合と、「庄一統嘆書」として各庄ごとに作成する場合とがあった(寛政八年「日録」(け―一八九))。

(56) 近木庄の場合では、「岸めしや二而庄参会」など、岸和田城下の町宿や地藏堂村正福寺で庄参会が行われていた(寛政三年「日録」(け―三四、一二月三日))。

(57) 『熊取町史』史料編Ⅱ(熊取町、一九九五年)、二四五―二五七頁。ただし郷中村々は、天明五年から寛政元年までの間に完済することができず、「去々<sup>(寛政二年)</sup>戊暮<sup>(寛政二年)</sup>を元銀拾貳年」賦で藩に返済することになっていた。

(58) 寛政三年「日録」(け―三四)、二月七日。

(59) たとえば、「儉約申合等有之候得共、不参多、メリ不申事」(寛政三年「日録」け―三四、二月一八日)、「御地方々勘弁いたし様被仰付、今日不参多メリ不申候事」(同、一〇月九日)、「参会不参郷も有之、メリ不申」(寛政四年「日録」け―三四、二月一〇日)、「大ニ不参故、メリ不申候事」(同、閏二月二十七日)。

(60) 註(40)前掲史料(天明二年)。

(61) 寛政八年「日録」(け―一八九)、九月一六日。

(62) こうした傾向は、寛政元年以降に一層明確化したと考えられる。もともと、俵屋新田次郎右衛門は他所帯刀を得ていたが、領内での特権免許——特に苗字帯刀——は七人庄屋に限定される傾向にあった。この点で、享保三年(一七一八)、要家に暑寒御機嫌窺いが認められたのは、異例であったといえるかもしれない(註(42)前掲史料)。

(63) 註(4)前掲熊取町史において熊谷光子氏は、七人庄屋に対する帯刀免許が岸和田藩の政策意図に規定されていたことを指摘している。たしかに、「帯刀人」=「武士」は裁判上有利になったと考えられるが、大坂町奉行所に「郷士」=「帯刀人」として届け出ていたのが両中家だけであったことを考えれば、なぜ寛政元年に七人庄屋が一斉に格式を獲得したのかについては今一度問い直す必要がある。

(64) 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』七二九号、一九九九年)。

【付記】史料の閲覧にあたっては、曾我友良氏(貝塚郷土資料室)のご高配を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げる。本稿は、日本学術振興会平成二六年度研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

——大学院文学研究科博士課程後期課程——